

平成17年度

事業報告書

独立行政法人農薬検査所

目次

1	業務の目的及び内容	1
2	事業所の所在地	2
3	資本金の総額及び政府の出資額並びにこれらの増額	2
4	役員の定数並びに各役員の氏名、役職及び任期	2
5	常勤職員数及びその増減	2
6	法人の沿革	2
7	根拠法	2
8	主務大臣	2
9	年度計画に定めた項目毎の実績	別 添
10	法人の組織図	3

1 業務の目的及び内容

(業務目的)

独立行政法人農薬検査所は、農薬の品質の適正化、及びその安全性の確保を図ることを目的として、独立行政法人農薬検査所法（平成11年法律第187号）に基づき、農薬の検査等を行う。

(業務内容)

(1) 農薬の検査

- ① 農林水産大臣の指示により、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく農薬の登録検査等を行う。
- ② 国からの要請に応じて、特定農薬の指定又は変更に必要な農薬の検査を行うため、当該農薬の薬効薬害等について調査、分析又は試験を行う。

(2) (1)の業務に附帯する業務

① 農薬G L P適合確認

農薬の登録申請に係る安全性に関する試験成績の信頼性確保のため、農林水産省消費・安全局長の要請に応じ、試験施設に対する農薬G L P（Good Laboratory Practice：優良試験所規範）の適合確認を行う。

② 調査研究

近年の科学技術の進歩に対応した農薬の検査技術の向上や検査内容の改善が求められていることから、農薬の検査技術の向上等に係る調査研究を行う。

③ 農薬に関する情報提供等

消費者をはじめとする国民の食の安全・安心に対する関心の高まりに対応し、農薬に対する国民の理解を深めるため、農薬に関する情報を積極的に提供する。

④ 情報収集等

コーデックス食品規格委員会（Codex Alimentarius Commission）やOECD加盟国で作成されている農薬の毒性及び残留性の評価概要（モノグラフ）、国内外の主要農薬ごとの文献情報等を積極的に入手し、これら情報の分類・整理を行う。

⑤ 研修・指導等

都道府県等からの要請に応じ、農薬の適正使用の確保に関する研修会、技術指導会等を開催し、又は職員を講師として派遣する。

⑥ 国際調和への対応

国との連携・協力の下、OECD農薬作業部会及びG L P作業部会等に職員を出席させ、農薬の検査に関する国際調和を図る。

- ⑦ 海外技術支援
発展途上国等からの要請に応じ、国等との連携の下、農薬に関する専門技術的な面での支援を行う。
- ⑧ アンケート調査の実施
農薬の検査等の業務について、申請者及び国内管理人に対しアンケート調査を行い、その結果を分析するとともに、当該業務の質の向上を図る。
- ⑨ 情報の保全・管理
農薬の毒性試験等のデータ等は、作成した農薬登録申請者に帰属するものであることから、十分な保全・管理及び不正侵入防止措置を講じ、また試験成績の毀損及び劣化の防止等のため、試験成績を磁気媒体（光ディスク）に転写し、保管する。

(3) 農薬取締法等の規定による集取及び立入検査

農林水産大臣の命令により、農薬取締法の規定による農薬等の集取及び製造者等への立入検査又は遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年6月18日法律第97号）の規定による立ち入り、質問、検査及び収去を行う。

2 事業所の所在地

〒187-0011

東京都小平市鈴木町2-772

3 資本金の総額及び政府の出資額並びにこれらの増額

総額 3,759,863千円

政府の出資額 3,759,863千円

4 役員の定数並びに各役員の氏名、役職及び任期

役職	定数	任期	氏名	
理事長	1名	4年	山口 勇	(H17.4.1~H21.3.31)
理事	1名	2年	森田 征士	(H17.4.1~H19.3.31(再任))
監事	2名	2年(非常勤)	赤堀 文昭	(H17.4.1~H19.3.31(再任))
		2年(非常勤)	助川 正文	(H17.4.1~H19.3.31(再任))

5 常勤職員数及びその増減

平成17年度末常勤職員数70人(定員数72人)

6 法人の沿革

昭和22年 東京都北区西ヶ原（農事試験場内）に農林省農薬検査所として設立

昭和24年 生物課が現在地に移転

（昭和30年化学課、昭和32年総務課が移転して移転完了）

平成13年 独立行政法人農薬検査所として設立

7 根拠法

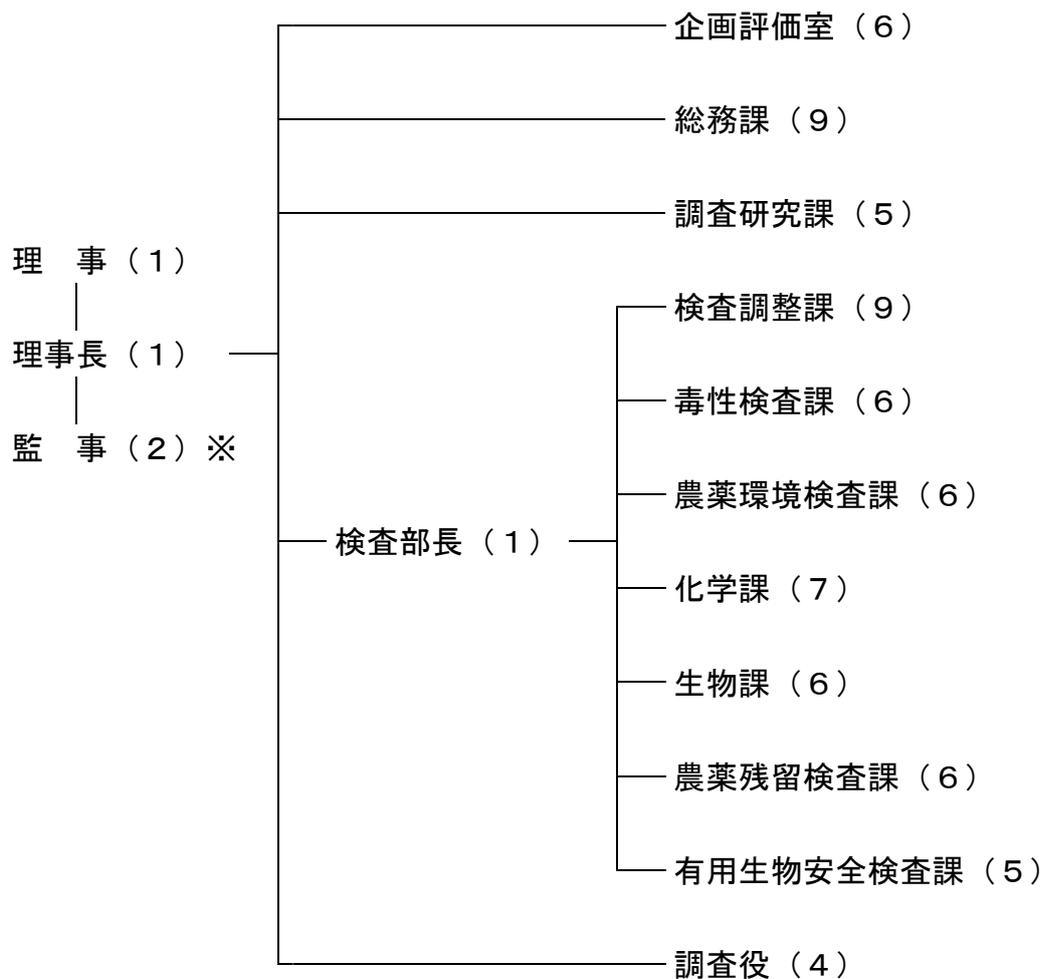
独立行政法人農薬検査所法（平成11年法律第187号）

8 主務大臣

農林水産大臣

9 年度計画に定めた項目毎の実績（別添）

10 法人の組織図



※非常勤

() 内は平成17年度末人数

平成17年度独立行政法人農薬検査所の業務実績報告書

[中期目標・中期計画の各項目ごとの評価]

中期目標項目	中期計画項目	年度計画項目	事業報告書
			<p>【平成17年度における農薬を巡る情勢と農薬検査所の対応】</p> <p>平成17年度は農薬取締法改正の影響を受け、①マイナー作物に対する経過措置期限であったことから適用拡大にかかる申請が急増したほか、②前年に引き続き登録検査時における有効成分毎の総使用回数の調整を実施した。また、施行を翌年に控えた残留農薬基準のポジティブリスト制の導入に係る技術的支援をはじめ、国の施策に対する技術的支援を行いつつも、前年度をはるかに上回る登録検査を終了した。</p> <p>なお、農薬の登録検査期間についてみると、我が国の農薬リスク評価体制の強化や農薬取締法改正に伴う派生業務や検査項目の増加などの影響があったものの、一部を除き目標を達成することができた。</p>
第2 業務運営の効率化に関する事項	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
<p>1 農薬の検査</p> <p>近年の科学技術の進歩等を背景として、農薬の登録に係る検査について試験項目が増加し、各検査の検査内容が高度化・複雑化する中で、農薬の品質の適正化及び安全性の確保に資するため、その検査の質を確保しつつ、検査業務の効率化を図ることにより、従来の検査内容について1申請当たりの検査期間^(※1)を5%削減する。</p>	<p>1 農薬の検査</p> <p>近年の科学技術の進歩等を背景として、農薬の登録に係る検査について試験項目が増加し、各検査の検査内容が高度化・複雑化する中で、その検査の質を確保しつつ、追加的な業務需要に的確に対応するため、従来の検査内容について、次の措置を講じることにより、平成6年度から平成10年度までの間に申請を受け付けた農薬の平均検査期間^(※1)を基準として1申請当た</p>	<p>1 農薬の検査</p> <p>近年の科学技術の進歩等を背景として、農薬の登録に係る検査について試験項目が増加し、各検査の検査内容が高度化・複雑化する中で、その検査の質を確保しつつ、追加的な業務需要に的確に対応するため、1申請当たりの検査期間^(※1)を削減するよう、平成17年度においても引き続き次の措置を講じる。</p>	<p>1 農薬の検査</p> <p>農林水産大臣から継続分を含め前年度を大幅に上回る3,288件の検査指示があった。</p> <p>このうち、基準設定必要農薬^(※、注1)は220件であったが、平成17年度内に検査が終了した23件^(注2)の平均検査期間は15.0ヶ月(平成17年度目標は11.6ヶ月)であった。</p> <p>また、基準設定不要農薬は前年度の42%増の3,068件であったが、今年度内に検査を終了した件数は前年度の85%増の1,920件に達し、平均検査期間は6.3ヶ月(平成17年度目標5.5ヶ月)となった。</p> <p>これは、基準設定必要農薬については、平成15年7月に我が国の農薬のリスク評価体制の変更に伴い、食品安全委員会の一日摂取許容量(以下「ADI」という。)確定後、厚生労働省が薬事・食品衛生審議会を開催し、残留基準値を告示するまでの間、パブリックコ</p>

(※1) 検査の過程で追加試験成績等の提出が必要な場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間及び登録申請された農薬の一日摂取許容量が設定されるまでに要する期間は、検査期間に含まないものとする。

りの検査期間^(※1)を5%削減する。

(※1) 検査の過程で追加試験成績等の提出が必要な場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間及び登録申請された農薬の一日摂取許容量が設定されるまでに要する期間は、検査期間に含まないものとする。

(※1) 検査の過程で追加試験成績等の提出が必要な場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間及び登録申請された農薬の一日摂取許容量が設定されるまでに要する期間は、検査期間に含まないものとする。

メント、WTO通報、官報告示等の諸手続に約2～5ヶ月ほどの時間を要するようになったこと(参考:これらの影響を除いた検査期間は10.4ヶ月と推定)、ADI再評価の具体的な処理手順について、関係4府省の間での協議が整うまでの間、農業検査所において検査が終了したにも拘わらず送付ができなかった案件が今期進達処理を迎えたことによるものである。基準設定不要農薬については、農業取締法改正に伴う対応として、①有効成分毎の総使用回数の明確化等^(注3)に伴う調整作業が加わったこと、②マイナー作物に対する経過措置適用作物に対する変更申請が年度後半に集中して行われたこと、に適切に処理しつつ前年度を大幅に上回る件数の検査を行ったためである。

その他、1,332件の農薬について再登録に係る検査を行った。

(※)農業取締法第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬

(注1)

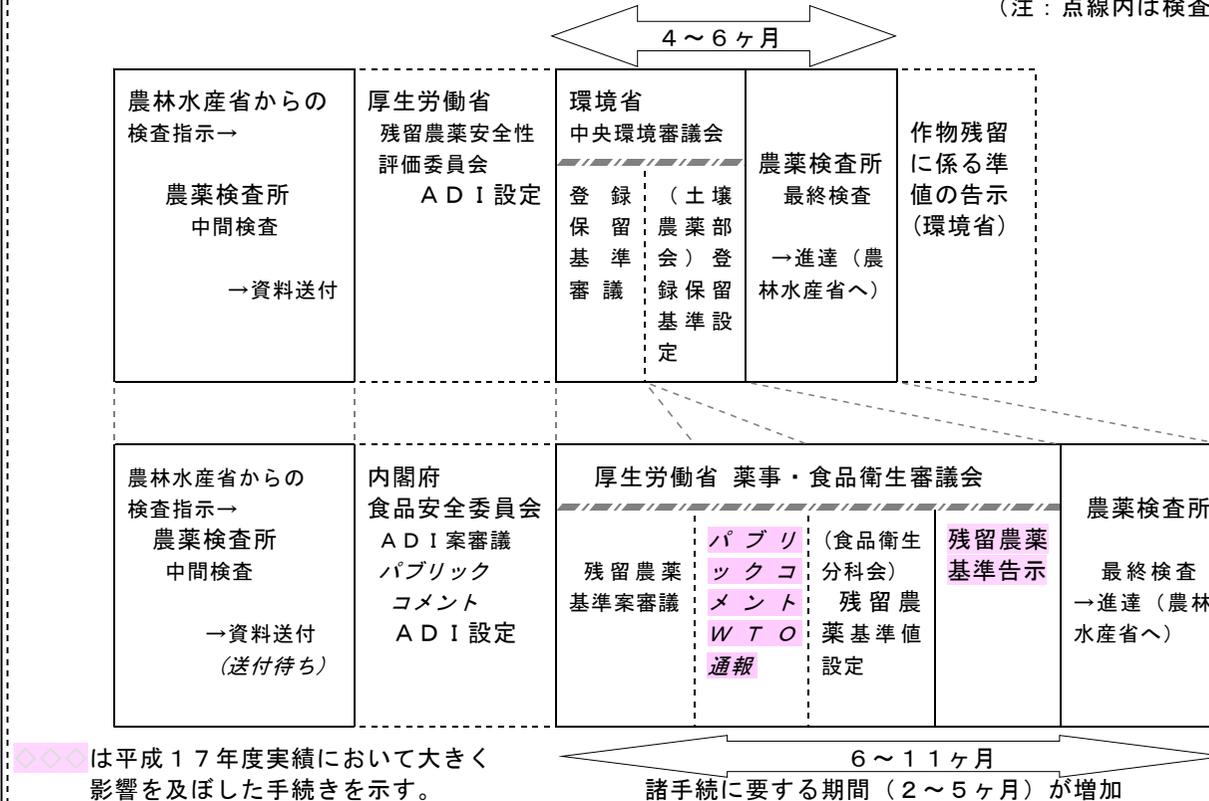
基準設定必要農薬の検査期間を把握する際、従来、対象となる農薬はADIが未評価の農薬に限定されていたが、リスク評価体制の見直しに伴い(食品安全委員会による審議)、既にADIが設定された農薬についても残留農薬基準値の設定が必要となった際に、「ADIの再評価」を実施することとなった。このため、平成16年度から、これまで基準設定が不要な農薬として扱っていたもののうち、「ADIの再評価」を要するものについては「基準設定必要農薬」として扱うこととした。なお、15年7月の食品安全委員会発足後、関係4府省(内閣府、厚生労働省、環境省及び農林水産省)の間でADI再評価のための具体的な処理手順の協議が整うまでの間、農業検査所で中間検査が終了した案件の食安委への資料送付が見送られた。

(注2)

従来、農薬の登録は、人や環境に対する安全性を担保するため、登録保留基準（作物残留、土壌、水質汚濁、水産動植物毒性）を設けており、農薬の有効成分が新規化合物である場合、農薬検査所における中間検査終了後、人への影響に関する部分については厚生労働省残留農薬安全性評価委員会が農林水産省が提供した資料を基にADIを設定、次に環境省中央環境審議会において作物残留に係る基準を含む登録保留基準を設定、農薬検査所の検査は最終的にこれら基準に照らして検査が完了するしくみであった。ところが、平成15年度の新たな食品安全行政の展開後、リスク管理とリスク評価を行う機関を分離するため、ADIは内閣府食品安全委員会で審議・設定することとなるとともに、それまで農薬登録保留基準のひとつで作物残留に係る基準の設定と厚生労働省による残留農薬基準の設定が連動していなかった点を改善するため厚生労働省の残留農薬基準の設定をもって登録保留基準のうちの作物残留に係る基準とするように改められた。これにより、検査期間に厚生労働省が所管する残留農薬基準の決定（パブリックコメントの募集、WTO通報、官報告示等）の諸手続に要する2～5ヶ月が含まれることとなった。

図 農薬登録検査のフローと検査期間（食品安全基本法施行による変化）

(注：点線内は検査期間外を示す。)



(注3)

平成14年度に改正された農薬取締法において、使用者が遵守すべき農薬の使用基準の設定が盛り込まれ、農林水産省は平成16年6月に農薬取締法施行規則及び農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(農林水産省・環境省令)を改正し、農薬の表示方法等を改正した。具体的には、農薬が含有する有効成分の種類毎に総使用回数の表示が必須となった。

これを受け、農薬検査所においては、農薬の登録申請(再登録を含む。)時に農薬の使用基準に関する表示方法を見直すこととし、①有効成分の種類毎の総使用回数の表示方法の明確化の検討、②同一有効成分を含有する複数の農薬の総使用回数の整合等について検討を行った。

(参考) 1. 基準設定必要農薬の検査期間の推移

年度	当該年度 指示件数	継続 件数	合計件数 (当該年度 +継続分)	終了 件数	検査終了したも のの平均検査期 間(月)
17	81	139 *(3)☆(2)	220	23	15.0 【10.4】
16	61 (19)	90*(1) 41	151 60	7 (7)	10.6
15	56 (9)	45*(2) 42*(2)	101 51	10 (10)	9.7
14	22	70*(1)	92	48	10.4
13	39	59	98	27	8.9

注：1)平成17年度の【 】は残留農薬基準のパブリックコメント、WTO通報に要した時間及び残留農薬基準告示作業の遅延期間を除いた場合の参考検査期間を示す。

2)*印は、申請取下げ等件数で前年度継続数に含まない。

- 3) ☆印は、基準必要から基準不要への変更申請件数を示す。
 4) 16年度及び15年度の()内は再評価農薬を除いた件数を示す。

(参考) 2. 基準設定必要農薬の検査進捗状況 (平成18年3月31日現在)

検査指示 時期別	検査 指示 件数	検査 終了 件数	検査 未了 件数	進 捗 状 況					所 在	
				薬検 検査 中	申請者 追加試 験成績 作成中	薬検追 加試験 成績検 査中	食安委 ADI審査 中	厚労省 基準値 設定中	農薬検 査所 (%)	他機関 (%)
計	220	23	197	57	3	4	106	27	31	69
17年度	81	0	81	55	0	0	24	2	68	32
16年度 以前	139	23	116	2	3	4	82	25	5	95

(参考) 3. 基準設定不要農薬(通常及び緊急)の検査期間の推移
 (上段: 通常登録検査、下段: 緊急登録検査)

年 度	当該年度 指示件数	継 続 件 数	合計件数 (当該年度 +継続分)	終 了 件 数	検査終了したもの の平均期間(月)
17	1,950	1,118 *(6) ☆(2)	3,068	1,920	6.3
16	1,375 —	783*(3) 緊急7	2,158 緊急7	1,036 緊急7	(全体) 6.1 (通常) 6.0 (緊急) 16.2
	(1,417 —)	(832*(4) 緊急7)	(2,249 緊急7)	(1,036 緊急7)	

(1) 農薬取締法(昭和23年法律第82号。以下「法」という。)第2条第3項及び第6条の2第2項(これらの規定を法第15条の2第6項において準用する場合を含む。以下同じ。)に基づく農薬の登録に係る検査のために製造者及び輸入者(以下「申請者」という。)から提出される申請書、農薬の見本並びに農薬の薬効、薬害、毒性及び残留性に関する試験成績を記載した書類の各項目について、申請者が申請に当たって項目の不足が確認できるチェックリストを含めた申請の手引書の整備を進めるとともに、申請者からの事前相談への対応を充実させることにより、検査の効率化を図る。

(2) 試験項目の増加及び各検査の検査内容の高度化・複雑化に対応するため、検査

(1) 国からの通知を受け必要に応じて「申請に必要な各試験項目の内容に関するチェックリスト」の見直しを行う。

(2) 申請の手引書については、必要に応じて改訂版を作成する。

(3) 申請者の要望に応じて、登録申請前の事前相談に応じる。

(4) 必要に応じて試験項目の増加及び各検査の検査内容の高度化・複雑化に

15	1,171 緊急125	711 緊急22	1,882 緊急147	1,096 緊急140	(全体) 6.3 (通常) 7.0 (緊急) 1.3
	(1,218 緊急125	714 緊急22	1,932 緊急147	1,096 緊急140)
14	1,134 緊急684	989	2,123 緊急684	1,409 緊急662	(全体) 4.4 (通常) 6.0 (緊急) 1.0
13	1,309	573	1,882	893	5.5

注：1) *印は、申請取下げ等件数で継続件数に含まない。

2) ☆印は、基準必要から基準不要への変更申請件数を示す。

3) 16年度及び15年度の()内は再評価農薬を除いた件数を示す。

また、検査業務の効率化等を達成するために、平成17年度においては次の措置を講じた。

(1) 今年度においては該当がなかった。

(2) 今年度においては該当がなかった。

(3) 新規に申請される農薬の有効成分について申請者の要望に応じて事前相談を19回(計19剤)実施した。

(4) 今年度においては該当がなかった。

	<p>マニュアルの見直しを行う。</p> <p>(3) 検査を行うに当たり、「検査進行管理表」に基づき各検査の進行状況を総合かつ定期的に点検し、検査の遅延の要因を分析して、検査の迅速化を図る。</p> <p>(4) 農薬の検査を行う職員は、毒性及び残留性等に関する高度の専門知識が要求されることから、検査所内外における研修に参加させること等を行うことにより、職員の資質向上を図る。</p>	<p>対応するため検査マニュアルの見直しを行う。</p> <p>(5) 登録検査に係る農薬について、「検査進行管理表」を作成し、これに基づき概ね3ヶ月に1回の頻度で検査進行管理会議を開催する。</p> <p>(6) 農薬の検査を行う職員は、毒性及び残留性等に関する高度の専門知識が要求されることから、検査所内外における研修に参加させること等を行うことにより、職員の資質向上を図る。</p>	<p>(5) 「検査進行管理表」は毎月2回作成し、その結果を踏まえ、検査進行管理会議を3か月毎(5・8・11・2月)に行うことにより検査進行状況の定期的点検及び検査の遅延要因把握を行い、機動的な人員配置を図るなどにより検査の迅速化に努めた。</p> <p>(6) 検査所外の研修(機器分析研修、専門技術(毒性)研修等10コース)に11名の職員を参加させ、また検査所内においては、残留分析実習等6コースに延べ31名の職員を参加させ、職員の資質向上を図った。</p>
<p>2 農薬G L P (Good Laboratory Practice : 優良試験所規範) 適合確認業務</p> <p>農薬の安全性に関する試験成績の信頼性を確保するため、農薬G L P制度の適用対象試験の範囲が拡大し、G L P適合確認業務の内容の高度化・複雑化及び件数の増加が見込まれる。このような中で、的確なG L P適合確認業務を行っていくため、実地訓練等による職員の資質の向上を通じて、業務の効率化を図ることにより、申請から適合確認がなされるまでの1件当たりの処理期間^(※2)を5%削減する。</p> <p>(※2) 農林水産省が行う事務</p>	<p>2 農薬G L P (Good Laboratory Practice : 優良試験所規範) 適合確認</p> <p>農薬の安全性に関する試験成績の信頼性を確保するため、農薬G L P制度の適用対象試験の範囲が拡大し、G L P適合確認業務の内容の高度化・複雑化及び件数の増加が見込まれる。このような中で、的確なG L P適合確認業務を行っていくため、次の措置を講じることにより、平成7年度から11年度までの間にG L P適合確認申請されたものの平均処理期間を基準として申請から適合確認がなされるまでの1件当たりの処理期間^(※2)を5%削減する。</p> <p>(※2) 農林水産省が行う事務</p>	<p>2 農薬G L P (Good Laboratory Practice : 優良試験所規範) 適合確認</p> <p>農薬の安全性に関する試験成績の信頼性を確保するため、農薬G L P制度の適用対象試験の範囲が拡大し、G L P適合確認業務の内容の高度化・複雑化及び件数の増加が見込まれる。このような中で、的確なG L P適合確認業務を行っていくため、申請から適合確認がなされるまでの1件当たりの処理期間^(※2)を削減するよう、平成17年度においても引き続き次の措置を講じる。</p> <p>(※2) 農林水産省が行う事務</p>	<p>2 農薬G L P (Good Laboratory Practice : 優良試験所規範) 適合確認</p> <p>平成17年度における試験施設への査察は、国(農林水産省)からの要請に基づき、国に申請のあった17試験施設を含む延べ19試験施設について実施した。申請のあった試験施設についての試験の分野別の内訳は毒性試験を実施する試験施設11、物理的・化学的性状試験を実施する試験施設8、水産動植物試験を実施する試験施設3、生体内等運命試験を実施する試験施設2(各々重複を含む)であった。年度末に査察を実施した1試験施設を除いた延べ18試験施設の査察結果を国に報告した。</p> <p>平成17年度の農薬G L P適合確認の平均処理期間は37.6日であり、今年度目標(59.8日)を達成した。</p> <p>(注)複数分野の査察を受けている試験施設があるため、分野別内訳の合計は試験施設数と異なる。</p> <p style="text-align: center;">査 察 分 野 内 訳</p>

処理期間は含まないものとする。

処理期間は含まないものとする。

務処理期間は含まないものとする。

	試験 施設数	毒 性	物化性	水 生	運 命
		査察要請件数	19	11	8
査察実施件数	19	11	8	5	2

(1) GLP適合確認の申請に関する手引書を作成し、申請資料の不備を減少させることにより、審査の円滑化を図る。

(2) 新たにGLP適用対象試験となる水産動植物に対する影響試験、動植物体内・土壌中・水中における運命試験等について、GLP査察のためのマニュアルを作成する。

(3) GLP審査・査察を行う職員は、各種試験の実施方法に関する高度の専門知識及び経験が要求されることから、検査所における定期的な研修や実地に査察に参加させること等を行うことにより、職員の資質向上を図る。

(1) 必要に応じて、GLP査察マニュアルの見直しを行う。

(2) GLP審査・査察に携わる職員（以下、「査察員」という。）の資質の向上に努めるため、内部研修を行うとともに、外部機関が主催するGLPに関する研究会等に職員を積極的に参加させる。また、新たに査察員となる職員については、経験豊富な査察員と実地に査察に参加させる等を行うことにより、査察員の資質向上を図る。

(1) 昨年度実施した査察員へのアンケートの結果等をふまえて改訂版（平成17年8月15日版）を作成し、査察時に使用中である。

(2) 延べ19回の査察のうち12回について、査察の経験が少ない者を計13名同行させ実地研修を行った。また外部機関が主催するGLPに関する研究会に2名、検査所内におけるGLP基礎研修に7名の職員を参加させ、職員の資質向上を図った。

3 業務運営の効率化による経

3 業務運営の効率化による経

3 業務運営の効率化による

費の抑制	費の抑制	経費の抑制	業務運営の効率化による経費の抑制については、平成17年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、決算ベースで対前年度比3.2%の抑制を行った。												
<p>業務運営の効率化による経費の抑制については、各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前年度比で1%抑制する。</p>	<p>業務運営の効率化による経費の抑制については、各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前年度比で1%抑制する。</p>	<p>業務運営の効率化による経費の抑制については、平成17年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前年度比で1%抑制する。</p>													
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置</p>													
<p>1 農薬の検査</p> <p>(1) 近年の科学技術の進歩等を背景として、農薬の登録に係る検査について試験項目が増加し、各検査の検査内容が高度化・複雑化する中で、農薬の製造業者及び輸入業者（以下「申請者」という。）の利便等に供するため、行政手続法（平成5年法律第88号）第6条に基づき定められた標準処理期間（1年6か月）内に登録できるよう、次の期間^(※1)内に検査を完了させる。</p> <p>ア 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の検査につ</p>	<p>1 農薬の検査</p> <p>中期目標においては、以下の事項について取り組むこととされている。</p> <p>(1) 近年の科学技術の進歩等を背景として、農薬の登録に係る検査について試験項目が増加し、各検査の検査内容が高度化・複雑化する中で、申請者の利便等に供するため、行政手続法（平成5年法律第88号）第6条に基づき定められた標準処理期間（1年6か月）内に登録できるよう、次の期間^(※1)内に検査を完了させる。</p> <p>ア 法第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の検査については1年5か月以内</p>	<p>1 農薬の検査</p> <p>中期目標においては、以下の事項について取り組むこととされている。</p> <p>(1) 近年の科学技術の進歩等を背景として、農薬の登録に係る検査について試験項目が増加し、各検査の検査内容が高度化・複雑化する中で、申請者の利便等に供するため、行政手続法（平成5年法律第88号）第6条に基づき定められた標準処理期間（1年6か月）内に登録できるよう次の検査期間^(※1)内に検査を完了させる。</p> <p>ア 農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうか</p>	<p>1 農薬の検査</p> <p>(1) 継続分を含め平成17年度に農林水産大臣から検査指示のあった基準設定必要農薬220件^(注1)のうち、平成17年度内に検査が終了した23件^(注2)のうち、検査指示から検査結果報告までの検査目標期間である1年5ヶ月以内に処理したものは18件であった。なお、目標を達成できなかった5件についてみると、新しい食品安全行政の下、残留基準の告示までに時間を要することになったことに加えて、うち2件については関係4府省で行ったADI再評価の具体的処理手順の協議が整うまでの間、農薬検査所で中間検査が終了した案件の資料送付が見送られたことによるもの、うち3件については、毒性試験成績の検査に時間を要したことによる。</p> <p>(注1～注2) P3-4参照</p> <p>(参考) 1. 基準設定必要農薬における検査期間の目標達成状況</p> <table border="1" data-bbox="1267 1265 2042 1428"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>指示件数</th> <th>終了件数</th> <th>目標達成件数 (対検査終了件数比)</th> <th>目標期間</th> <th>検査終了したものの最長期間(月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17</td> <td>220</td> <td>23</td> <td>18 (78%)</td> <td>17月</td> <td>21.9</td> </tr> </tbody> </table>	年度	指示件数	終了件数	目標達成件数 (対検査終了件数比)	目標期間	検査終了したものの最長期間(月)	17	220	23	18 (78%)	17月	21.9
年度	指示件数	終了件数	目標達成件数 (対検査終了件数比)	目標期間	検査終了したものの最長期間(月)										
17	220	23	18 (78%)	17月	21.9										

いては1年5か月以内

の基準の設定が必要な農薬の検査については1年5か月以内

16	151 (60)	7 7	7 (100%) 7 (100%)	12.3
15	101 (51)	10 10	10 (100%) 10 (100%)	13.8
14	91 (1)	48	48 (100%)	11.8
13	98	27	27 (100%)	11.4

注：16年度及び15年度の()内は再評価農薬を除いた件数を示す。

また、基準設定不要農薬のうち、年度内に検査が終了した1,920件中、検査目標期間である11ヶ月以内に検査を終了したものは1,811件(94%)であり、ほぼ目標を達成した。なお、目標を達成できなかった109件(6%)の超過要因をみると、農薬取締法施行規則改正に伴う有効成分毎の総使用回数^(注3)の明確化等に伴う調整に時間を要したためである。(注3:P4参照)

(参考) 2. 基準設定不要農薬の検査期間における目標達成状況
(上段：通常登録検査、下段：緊急登録検査)

年度	指示 件数	終了 件数	目標達成件数 (対検査終了件数比)	目標 期間	検査終了した ものの最長期間 (月)
17	3,068	1,920	1,811 (94%)	11月	20.4
16	2,158 緊急7	1,036 緊急7	989 (96%) 0 (0%)		20.3 21.6
15	1,882 緊急147	1,096 緊急140	1,049 (96%) 緊急140 (100%)		22.4 8.0
14	2,807 緊急684	1,409 緊急662	1,395 (99%) 緊急662 (100%)		23.7 3.7

イ ア以外の農薬の検査については11か月以内

イ ア以外の農薬の検査については11か月以内

イ ア以外の農薬の検査については11か月以内

13	1,882	893	865 (97%)	31.5
----	-------	-----	-----------	------

(2) また、近年、農業が本来有する自然循環機能を維持増進するため、農薬の分野においても天敵等のいわゆる生物農薬の実用化の促進が求められている中で、このような新たなニーズに対応した農薬検査についても、登録検査体制の充実等により一層の迅速化を図る。

(2) また、近年、農業が本来有する自然循環機能を維持増進するため、農薬の分野においても天敵等のいわゆる生物農薬の実用化の促進が求められている中で、このような新たなニーズに対応した農薬検査については、登録検査体制の充実等により一層の迅速化を図る。

上記に対処するため、次の措置を講じるとともに、各年度ごとの達成状況を把握し、次年度の業務に反映させる。

(1) 法第2条第3項及び第6条の2第2項に基づく農薬の登録に係る検査のために申請者から提出される申請書、農薬の見本並びに農薬の薬効、薬害、毒性及び残留性に関する試験成績を記載した書類の各項目について、申請者が申請に当たって項目の不足が確認できるチェックリストを含めた申請の手引書の整備を進めるとともに、申請者からの事前相談への対応を充実させることにより、検査の迅速化を図る。

(2) また、近年、農業が本来有する自然循環機能を維持増進するため、農薬の分野においても天敵等のいわゆる生物農薬の実用化の促進が求められている中で、このような新たなニーズに対応した農薬検査については、登録検査体制の充実を図ること等により一層の迅速化を図る。

このため、これを達成するために平成17年度においても引き続き次の措置を講じる。

(1) 必要に応じて「申請に必要な各試験項目の内容に関するチェックリスト」の見直しを行う。
(2) 申請の手引書については、必要に応じて改訂版を作成する。
(3) 申請者の要望に応じて、登録申請前の事前相談に応じる。

(2) 微生物、天敵を有効成分とする生物農薬の検査については、農林水産大臣から検査指示があった33件のうち、平成17年度に処理した22件の1件当たりの平均処理期間は6.6ヶ月であり、今年度の目標期間(7.7ヶ月)を達成した。

また、生物農薬について適正な検査を行うため、今年度において微生物農薬検討会を3回開催し、その結果を検査に反映させた。

(1) 今年度においては該当がなかった。

(2) 今年度においては該当がなかった。

(3) 新規に申請される農薬の有効成分について申請者の要望に応じて事前相談を19回(計19剤)実施した。

その他、処方変更、試験成績の受け入れ及び容器・包装の変更等について以下のとおり事前相談を行った。

検討内容*1	受付件数*2	終了件数	未了件数	平均処理期間
--------	--------	------	------	--------

1	288	247	41	49日
2	101	74	27	111日
3	35	27	8	121日
4	336	285	51	101日
5	12	11	1	28日
6	48	33	15	99日
計	820	677	143	89日

*1検討内容は以下のとおり。

1：注意事項の変更、2：処方変更、3：原体製造場の変更、
4：試験成績の受け入れ、5：容器・包装の変更、6：その他

*2受付件数は、前年度繰越件数＋今年度受付数－取り下げ件数を指す。

(2) 試験項目の増加及び各検査の検査内容の高度化・複雑化に対応するため、検査マニュアルの見直しを行う。

(3) 検査を行うに当たり、「検査進行管理表」に基づき各検査の進行状況を総合的かつ定期的に点検し、検査の遅延の要因を分析して、検査の迅速化を図る。

(4) 農薬の検査を行う職員は、毒性及び残留性等に関する高度の専門知識が要求されることから、検査所内外における研修に参加させること等を行うことにより、職員の資質向上を図る。

(4) 必要に応じて試験項目の増加及び各検査の検査内容の高度化・複雑化に対応するため検査マニュアルの見直しを行う。

(5) 登録検査に係る農薬について、「検査進行管理表」を作成し、これに基づき概ね3ヶ月に1回の頻度で検査進行管理会議を開催する。

(6) 農薬の検査を行う職員は、毒性及び残留性等に関する高度の専門知識が要求されることから、検査所内外における研修に参加させること等を行うことにより、職員の資質

(4) 今年度においては該当がなかった。

(5) 「検査進行管理表」は毎月2回作成し、その結果を踏まえ、検査進行管理会議を3か月毎(5・8・11・2月)に行うことにより検査進行状況の定期的点検及び検査の遅延要因把握を行い、機動的な人員配置を図るなどにより検査の迅速化に努めた。

(6) 検査所外の研修(専門技術(毒性)研修等10コース)に11名の職員を参加させ、また検査所内においては、残留分析実習等7コースに延べ31名の職員を参加させ、職員の資質向上を図った。

	<p>(5) 生物農薬の申請については、検査体制を充実することにより、特に、当該農薬の検査の迅速化を図る。</p>	<p>向上を図る。</p>	
		<p>(3) 国からの要請に応じて、特定農薬の指定又は変更に必要な農薬の検査を行うため、当該農薬の薬効薬害等について調査、分析又は試験を行う。</p>	<p>(3) 国からの要請に応じ、申請者が国に提出した資料（6件）について、国から発出された「特定防除資材（特定農薬）指定のための評価指針」に基づき審査を行い、結果を国に報告した。</p>
<p>2 1の業務に附帯する業務</p> <p>(1) 農薬G L P適合確認の迅速化</p> <p>農薬の安全性に関する試験成績の信頼性を確保するため、農薬G L P制度の適用対象試験の範囲が拡大し、G L P適合確認業務の内容の高度化・複雑化及び件数の増加が見込まれる。このような中、G L Pの審査・査察に係る体制整備を行うことにより業務の迅速化を図り、査察実施後6週間以内に国に報告を行う。</p>	<p>2 1の業務に附帯する業務</p> <p>(1) 農薬G L P適合確認の迅速化</p> <p>農薬の安全性に関する試験成績の信頼性を確保するため、農薬のG L P制度の適用対象試験の範囲が拡大し、G L P適合確認業務の内容の高度化・複雑化及び件数の増加が見込まれる。このような中で、査察実施後6週間以内にG L P適合確認の結果を国に報告できるよう、次の措置を講じる。</p> <p>ア 新たにG L P適用対象試験となる水産動植物に対する影響試験、動植物体内・土壌中・水中における運命試験等について、G L P査察のためのマニュアルを作成する。</p> <p>イ G L P審査・査察を行う職員は、各種試験の実施方法に関する高度の専門知識、経験が要求されること</p>	<p>2 1の業務に附帯する業務</p> <p>(1) 農薬G L P適合確認の迅速化</p> <p>農薬の安全性に関する試験成績の信頼性を確保するため、農薬のG L P制度の適用対象試験の範囲が拡大し、G L P適合確認業務の内容の高度化・複雑化及び件数の増加が見込まれる。</p> <p>このような中で、査察実施後6週間以内にG L P適合確認の結果を国に報告できるよう、平成17年度には次の措置を講じる。</p> <p>ア 必要に応じて、G L P査察マニュアルの見直しを行う。</p> <p>イ 査察員の資質の向上に努めるため、内部研修を行うとともに、外部機関が主催するG L Pに関する</p>	<p>2 1の業務に附帯する業務</p> <p>(1) 農薬G L P適合確認の迅速化</p> <p>農薬G L P適合確認査察後6週間以内に査察結果を国に報告することとなっているが、査察を実施した延べ19試験施設のうち年度末に査察を実施した1試験施設を除く延べ18試験施設について目標期間内に国に報告を行った（目標達成率100%）。</p> <p>査察実施から報告までの平均期間は、3.1週間であった。</p> <p>ア 昨年度実施した査察員へのアンケートの結果等をふまえて改訂版（平成17年8月15日版）を作成し、査察時に使用中である。</p> <p>イ 延べ19回の査察のうち12回について、査察の経験が少ない者を計13名同行させ実地研修を行った。また外部機関が主催するG L Pに関する研究会に2名、検査所内におけるG L P基礎研修に7名の職員を参加させ、職員の資質向上を図った。</p>

	<p>から、検査所における定期的な研修や実地に査察に参加させること等を行うことにより、職員の資質向上を図る。</p> <p>ウ 査察実施後、原則として3週間以内に査察結果を取りまとめ、その結果をもとに、検査所に設置する評価会議を適時開催し、迅速な評価を行う。</p>	<p>る研究会等に職員を積極的に参加させる。また、新たに査察員となる職員については、経験豊富な査察員と実地に査察に参加させる等を行うことにより、査察員の資質向上を図る。</p> <p>ウ 査察実施後、原則として3週間以内に査察結果を取りまとめ、その結果をもとに、検査所に設置する評価会議を適時開催し、迅速な評価を行う。</p>	<p>ウ 査察を実施した延べ19試験施設のうち、17試験施設について、目標期間である査察実施後3週間以内に査察結果を取りまとめ、その結果を基に、検査所に設置する評価会議を11回開催した。査察実施から会議開催までの平均期間は、1.1週間であった。</p>
<p>(2) 調査研究</p> <p>近年の科学技術の進歩に対応した農薬の検査技術の向上や検査内容の改善が求められていることから、農薬の検査技術の向上等に係る、次に掲げる調査及び研究を重点的に実施する。</p> <p>ア 農薬に係るOECDテストガイドライン等の検証に取り組むとともに、我が国への導入の可能性について、国との連携の下、検討を行う。</p> <p>イ 農薬中の有害副成分の分析技術の研究に取り組む。</p>	<p>(2) 調査研究</p> <p>近年の科学技術の進歩に対応した農薬の検査技術の向上や検査内容の改善が求められていることから、農薬の検査技術の向上等に係る、次に掲げる調査及び研究を重点的に実施する。</p> <p>ア 農薬の土壌中での移行性を評価するためOECDで検討されているテストガイドライン(案)の検証に取り組むとともに、我が国への導入の可能性について、国との連携の下、検討を行う。</p> <p>イ 農薬中の有害副成分の分析技術の研究に取り組む、</p>	<p>(2) 調査研究</p> <p>近年の科学技術の進歩に対応した農薬の検査技術の向上や検査内容の改善が求められていることから、平成17年度においては次の調査及び研究を行う。</p> <p>ア 農薬の土壌中での移行性を評価するためOECDで検討されている地下移行性に関するテストガイドラインに係る情報の収集、カラムリーチング試験の実施及び検討を行い、当該ガイドラインを検証するとともに、我が国への導入の可能性について検討を行い、国へ報告する。</p> <p>イ 農薬中に含まれるおそれのあるダイオキシン類</p>	<p>(2) 調査研究</p> <p>ア 農薬の土壌中での移行性評価試験の検討</p> <p>今年度は、農薬製剤を供試した試験、流量を変えた試験、土壌中における基準物質(アトラジンとモニユロン)の挙動の比較試験、土壌層の厚さを変えた試験及びライシメーター試験を実施した。これまでOECDでの条件の他に日本特有の条件を試験に組み込んで実施し、カラムリーチング試験について技術的な検討を行った結果、試験方法として妥当であることが検証された。そして検証結果より、農薬の地下浸透性を段階的に評価する場合には、低次の試験にカラムリーチング試験、中間の試験にライシメーター試験を位置づけることが適切であると判断した。以上のことを国へ報告するため、最終報告書を作成した。</p> <p>イ 農薬中ダイオキシン類の分析技術の研究</p>

<p>なお、調査研究に係る目標の作成に当たっては、次のように定義した用語を使用し、段階的な達成目標を示している。また、調査研究の対象等を明示することにより、必ず達成すべき目標を具体的に示している。</p> <p>「取り組む」：新たな研究課題に着手して、試験研究を推進すること。</p>	<p>農薬の見本の検査に反映させる。具体的には、有効成分に含まれるダイオキシン等について、その分析法を確立する。</p>	<p>について二重収束型GC-MSによる分析法を確立し、国へ報告する。</p>	<p>①前年度に引き続き前処理法の検討を行った。数種類の方法を使い分けることで、23種の農薬原体について良好な結果が得られた。</p> <p>②①で得られたGC-MS測定用試料について測定条件の検討を行った。分離能の異なる2種類の条件での定量結果を比較したところ、一部の試料で明らかな差が見られた。</p> <p>③当所で分析したのと同じ試料を7つの分析機関に配布して、それぞれ分析を行わせた。結果のバラツキについて、その大きさと原因を考察した。</p> <p>④以上の結果をもとに、農薬中のダイオキシン類の分析における各ステップの留意点を提示した。</p> <p>⑤国へ報告するため、最終報告書を作成した。</p>
<p>(3) 農薬に関する情報提供等</p> <p>消費者をはじめとする国民の食の安全・安心に対する関心の高まりに対応し、農薬の安全性に関する情報を積極的に提供するとともに、消費者、生産者等からの問い合わせに対応する。</p>	<p>(3) 農薬に関する情報提供等</p> <p>消費者をはじめとする国民の食の安全・安心に対する関心の高まりに対応し、以下のような具体的措置を講ずる。</p> <p>ア ホームページに、農薬の登録及び失効に関する情報のほか、使用方法、安全性等に関する情報を追加し、掲載内容の充実を図ることにより、農薬に関する情報を積極的に提供する。</p> <p>イ 消費者、生産者等からの問い合わせに適切に対応する。</p>	<p>(3) 農薬に関する情報の提供等</p> <p>消費者をはじめとする国民の食の安全・安心に対する関心の高まりに対応し、農薬に対する国民の理解を深めるため、平成17年度は以下のような措置を講じ農薬に関する情報を積極的に提供する。</p> <p>ア 農薬検査所のホームページに掲載している農薬の登録及び失効に関する情報以外に、使用方法等、新たにホームページに追加掲載する情報について検討を行う。</p> <p>イ 必要に応じて、アに対応するため、農薬検査所が保有する農薬に関するデータベースの追加及び</p>	<p>(3) 農薬に関する情報の提供等</p> <p>ア 平成16年10月に導入した農薬登録情報検索システムにおいて、利用者等の意見を踏まえ、再登録を間近に控えた農薬について、登録を更新するか、失効するかが事前に分かるよう、該当する農薬について「更新予定」又は「失効予定」と表示させるとともに、病害虫雑草名称の検索画面を「害虫」、「病害」及び「雑草等」に区分し、利用者が検索しやすいようにシステムの改善を図った。</p> <p>イ その他農薬に関する情報として、平成17年3月16日に改正された「農薬の登録申請に係る試験成績について」（平成12年11月24日付け12農産第8147号農林水産省農産園芸局通知）の環境中予測濃度算定に関する試験に係る改正部分及</p>

		<p>情報提供に対応したシステムの管理及び改善を行う。</p>	<p>び「農薬の登録申請書等に添付する資料等について」（平成14年1月10日付け13生産第3987号農林水産省生産局長通知）を英訳しホームページに掲載した。</p> <p>また、農薬検査所ホームページ全体を、より見やすく、使いやすいサイトにし、ホームページ利用者の農薬及び農薬検査所に対する理解をより深めることを目的とした改善を検討し、農薬登録申請者及び国内管理人に対するアンケート調査を行うとともに、サイト内検索追加等の機能強化、JIS X 8341-3に対応したアクセシビリティの確保等の改善を行った。その結果、ホームページへのアクセス件数はリニューアル前と比較して1ヶ月後に1.7倍、2ヶ月後に2.1倍に増加した。</p> <p>更に、ホームページの改善と合わせて平成18年3月よりホームページに設けたご意見・お問い合わせページに寄せられた14件について適切に回答した。</p> <p>ウ 消費者をはじめとする国民の食の安全・安心に対する関心の高まりに対応し、農薬に対する国民の理解を深めるため、平成17年8月に施設の一般公開を行い、その概要をホームページに掲載した。</p>
<p>(4) 情報収集等 農薬の品質の適正化及び安全性の確保を図るとともに、農薬の検査を適切に行うため、コーデックス食品規格委員会 (Codex Alimentarius Commission) やOECD加盟国で作成されている農薬の毒性及び残留性の評価概要 (モノグラフ)、国内外の主要農薬ごとの文献情報等を積極的に入手し、これらの情報の分類・整理を行う。</p>	<p>(4) 情報収集等 農薬の品質の適正化及び安全性の確保を図るとともに、農薬の検査を適切に行うため、以下のとおり、コーデックス食品規格委員会 (Codex Alimentarius Commission) やOECD加盟国で作成されている農薬の毒性及び残留性の評価概要 (モノグラフ)、国内外の主要農薬ごとの文献情報等を積極的に入手し、これらの情報の分類・整理を行う。</p> <p>ア コーデックス食品規格委員会、OECD加盟国で作成されているモノグラフ等を入手し、検査の適正化及び迅速化に反映させる。</p>	<p>(4) 情報収集等 農薬の品質の適正化及び安全性の確保を図るとともに、農薬の検査を適切に行うため、以下のとおり、コーデックス食品規格委員会 (Codex Alimentarius Commission) やOECD加盟国で作成されている農薬の毒性及び残留性の評価概要 (モノグラフ)、国内外の主要農薬ごとの文献情報等を積極的に入手し、これらの情報の分類・整理を行う。</p>	<p>(4) 情報収集等 情報収集については、平成17年度は農薬の検査に関連する分野として、「毒性」、「環境 (化学系、生物系)」、「品質」、「効果及び薬害」、「残留農薬」、「GLP」及び「その他」の7分野に分類し、毒性：8種類、環境：23種類、品質：6種類、効果及び薬害29種類、残留農薬：5種類、GLP：2種類、その他：18種類の計91種類の文献又は学術誌を収集、整理した。また、平成17年にEUで評価された20化合物の農薬の毒性及び残留性の評価概要を収集した。</p> <p>その他オーストラリア農薬獣医薬品庁に職員を派遣し、他国における農薬登録検査における評価方法、データ要求、評価ポイント等に関する情報を収集した。</p>

	イ 国内外の各種会議への参加を通じて最新の情報を入手し、検査の適正化及び迅速化に反映させる。		
(5) 研修・指導等 都道府県等からの要請に応じ、農薬の適正使用の確保に関する研修会、技術指導会等を開催し、又は職員を講師として派遣する。	(5) 研修・指導等 都道府県等からの要請に応じ、農薬の適正使用の確保に関する研修会、技術指導会等を開催し、又は職員を講師として派遣する。	(5) 研修・指導等 地方農政事務所、都道府県等からの要請に応じ、農薬の適正使用の確保に関する研修会、技術指導会等を開催し、又は職員を講師として派遣する。	(5) 研修・指導等 東京都ほか2府県、(社)日本植物防疫協会ほか1団体、横浜植物防疫所、農林水産省消費・安全局、農林水産研修所などから延べ14件の講師派遣依頼があり、その全てに対応した。 また、韓国、中国、各種農業者団体等から農薬の登録検査に関する研修・見学依頼が9件あり、その全てに対応した。
(6) 国際調和への対応 中期目標の期間中において、 ア 新たなOECDのテストガイドライン等の策定 イ 外国・地域との間におけるGLP制度の相互承認に係る協定及び2国間取決めの増加が予想されることから、これらに対して技術的に貢献するため、必要に応じ、国際会議等に職員を派遣する。	(6) 国際調和への対応 新たなOECDのテストガイドライン等の策定並びに外国・地域との間におけるGLP制度の相互承認に係る協定及び2国間取決めの増加が予想されることから、これらに対して技術的に貢献するため、必要に応じ、国との連携・協力の下、以下の取組を行う。 ア OECD環境政策委員会農薬作業部会等の作業に参加し、農薬登録制度に係る国際的調和を推進する。 イ コーデックス残留農薬部会(Codex Committee on Pesticide Residues)の作業に参加し、国際的農薬残留に係る基準の設定に貢献する。 ウ 日・EU等のGLPに係る相互承認協定の履行に貢献する。	(6) 国際調和への対応 平成17年度にはOECD農薬作業部会及びGLP作業部会等の開催が予定されているので、国との連携・協力の下、これらの会議に職員を出席させ、農薬の検査に関する国際調和を図る。	(6) 国際調和への対応 OECD農薬作業部会等4件、コーデックス残留農薬部会会合1件及びFAO/WHO合同残留農薬専門家会議等2件に職員を派遣した。 また、日・EU相互承認協定(GLP分野)に基づき、当所が査察した農薬GLP試験施設のリストを国に報告した。
(7) 海外技術支援 発展途上国等からの要請に	(7) 海外技術支援 発展途上国等からの要請に	(7) 海外技術支援 発展途上国等からの要請	(7) 海外技術支援 今年度は発展途上国等からの要請がなく、海外からの研修生の受

<p>応じ、国等との連携の下、農業に関する専門技術的な面での支援を行う。</p>	<p>応じ、国等との連携の下、農業に関する専門技術的な面での支援を行う。</p> <p>ア フィリピン農業残留プロジェクト等、JICAのプロジェクトに職員を派遣し、途上国の農業検査技術の向上を支援する。</p> <p>イ 海外からの研修生を積極的に受け入れ、途上国の農業検査技術の向上を支援する。</p>	<p>に応じ、海外からの研修生の受け入れ等農業に関する専門技術的な面で支援を行う。</p>	<p>け入れ等農業に関する専門技術的な面での職員の派遣は行わなかったが、カンボジア国より研修生を受け入れ、農業に係る諸制度、登録・検査の仕組み等について研修を実施した。</p>
<p>(8) アンケート調査の実施 検査所が行う農業の登録及び適用病害虫等の変更の登録に係る農業の検査等の業務について、申請者及び国内管理人に対しアンケート調査を行い、その結果を分析するとともに、当該業務の質の向上を図る。</p>	<p>(8) アンケート調査の実施 検査所が行う農業の登録及び適用病害虫等の変更の登録に係る農業の検査等の業務について、申請者及び国内管理人に対し定期的なアンケート調査を行い、その結果を分析するとともに、当該業務の質の向上を図る。</p>	<p>(8) アンケート調査の実施 中期目標期間中には、検査所が行う業務について、その業務の質を向上するために申請者に対してアンケート調査を行うこととしているが、平成17年度にも引き続き当該アンケート調査を実施する。</p>	<p>(8) アンケート調査の実施 行政サービスの改善に係るアンケート調査の実施について、申請者及び国内管理人(総計184者)に対し、郵送によるアンケート調査を行った。 アンケートの総回収数は76件で回収率は43%であった。複数あった要望(指摘)については、改善措置を検討し、必要な内容について対応、業務の改善を図った。また、アンケート結果及び改善措置について、申請者及び国内管理人あて送付した。</p>
<p>(9) 情報の保全・管理 個々の農業の毒性試験等のデータ等は、それらを作成した申請者に帰属することから、当該データ等の保管場所への第三者による不正侵入の防止等を図るなど、これらの情報を適正に保全・管理する</p>	<p>(9) 情報の保全・管理 個々の農業の毒性試験等のデータ等は、それらを作成した申請者に帰属することから、当該データ等を適正に保全・管理するため、以下の取組を行う。</p> <p>ア 当該データ等の保管場所への第三者による不正侵入の防止措置を講じるため、データ等の一括管理体制を確立する。</p> <p>イ データの毀損を防止するため、磁気媒体への転写を推進する。</p>	<p>(9) 情報の保全・管理 個々の農業の毒性試験等のデータ等は、それらを作成した申請者に帰属することから、十分な保全・管理を行い、第三者による不正侵入防止措置を講じてきたところであるが、平成17年度もこの措置を講じるとともに、試験成績の毀損及び劣化の防止等のため、前年と同程度の件数の試験成績について磁気媒体(光ディスク)に転写し、保管する。</p>	<p>(9) 情報の保全・管理 個々の農業の毒性試験等のデータ等には不正侵入防止措置を講じてきたところである。また、農業の毒性試験成績については環境省との共同により、その破損及び劣化防止のため磁気媒体(光ディスク)に転写し保管している。今年度においても、6件(1化合物)の毒性試験成績を磁気媒体に転写し、保管した。</p>

(10) 国の施策に対する技術的協力

国が行う農薬の安全性に係る基準の設定等について、技術的な観点から協力をを行う。

(10) 国の施策に対する技術的協力

国が行う農薬の安全性に係る基準の設定等について、技術的な観点から以下の協力をを行った。

1) 農薬取締法改正に係る技術的支援

農薬取締法改正に伴う国の事務について技術的な支援を行った。

- ①農薬使用基準の特別措置に係る試験計画書の審査(234件)
- ②農薬使用基準の特別措置に係る試験成績の審査(281件)

2) 残留農薬基準のポジティブリスト制導入に係る技術的支援

残留農薬基準のポジティブリスト制導入に際し、既登録農薬の登録の維持等に必要な内容となっているか等以下の内容(延べ1,131件)について調査を行った。

- ①暫定基準の最終案への意見の反映状況の確認
- ②既登録作物・経過措置承認作物の登録の維持等に必要な基準の採用の確認
- ③必要に応じ作物残留性試験成績に基づく残留量と基準値案の適合性の確認
- ④登録取得者との連絡・調整
- ⑤報告書の作成(必要に応じ作物残留性試験成績の整理・添付)

3) IARC発がん性物質リストに係る登録農薬成分の調査

国際がん研究機関(International Agency for Research on Cancer: IARC)が作成した発がん性リスク別化合物等のリストのうち、グループ1(発がん性がある)、グループ2A(おそらく発がん性がある)及びグループ2B(発がん性があるかもしれない)に掲載されているもの全て(376件)について、我が国の登録農薬の有効成分、補助成分に使用されているものの精査を行った。結果については国に報告した。

4) 農薬類似品の分析

マメ科の薬用植物であるクララの抽出物が主成分とみられるクララ剤(0.3%苦参水剤)について同剤の適用作物及び適用害虫から分析対象農薬を推定、ネオニコチノイド系農薬・合成ピレスロイド系農薬・有機リン系農薬の3つを選定し、農薬成分の有無及びその含有量の分析を行った。

5) マイナー作物対策に対する技術的支援

緊急登録された登録内容のうち、登録を継続させるものと削除するものとに区分するため、薬効・薬害試験成績の代替資料として都

			<p>道府県より提出された使用実態調査（延べ2,420件）の精査を行った。</p> <p>6) 作物中に残留するクロピラリドの分析 除草剤として海外で使用されているクロピラリド等が残留した輸入粗飼料が牛に供給され、その牛ふん尿を使用したたい肥においてもクロピラリド等が残留することにより、農作物に生育障害が発生したとの報告があった。輸入粗飼料中のクロピラリド等の残留濃度と、その粗飼料を給与した牛由来のたい肥中のクロピラリド等の濃度、これを施用した土壌で栽培された農作物の生育障害及び農作物中の残留の相関関係が不明であり、それを解明するため、クロピラリドを含む土壌で栽培された作物中のクロピラリドの残留量を測定するよう国から要請があり、作物中（きゅうり、はつか大根、小松菜）のクロピラリドの残留及びその量の確認を目的とする分析を行った。</p> <p>7) 農薬再評価・マイナー使用について各国の対応状況の調査 アメリカ合衆国、オーストラリア連邦、英国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国の農薬登録制度、評価制度、マイナー使用等に係る情報を収集し国に報告した。</p> <p>8) 植物保護剤中のアバメクチンの分析 植物保護剤4種類、4検体について、アバメクチンの含有量をLC/MS及びHPLCを用いて分析し、結果を国へ報告した。</p>
<p>3 農薬取締法等の規定による集取及び立入検査</p> <p>(1) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第13条の2の規定による農薬又はその原料（以下「農薬等」という。）の集取及び立入検査を行うに当たっては、農林水産大臣の指示に基づき適切に実施する。 また、農薬等の集取又は立入検査を実施した場合にあっては、その結果を立入検査等実施後、原則として</p>	<p>3 農薬取締法等の規定による集取及び立入検査</p> <p>(1) 法第13条の2の規定による農薬又はその原料（以下「農薬等」という。）の集取及び立入検査の迅速化を図るため次の措置を講じ、集取又は立入検査実施後、検査の結果について1か月以内に農林水産大臣に報告を行う。ただし、集取農薬等の検査に時間を要する場合には、当該検査結果が得られ次第、その</p>	<p>3 農薬取締法等の規定による集取及び立入検査</p> <p>(1) 法第13条の2に規定する農薬又はその原料（以下「農薬等」という。）の集取及び立入検査の迅速化を図るため次の措置を講じ、集取又は立入検査実施後、検査の結果について1か月以内に農林水産大臣に報告を行う。ただし、集取農薬等の検査に時間を要する場合には、当該検査結果</p>	<p>3 農薬取締法等の規定による農薬の集取及び立入検査</p> <p>(1) 農薬の適正な製造、販売及び使用を確保するため、製造者に対する立入検査を実施した。また、無登録農薬の製造、販売の事実確認のため国及び都道府県と連携して緊急に製造者等に対する立入検査、農薬の集取及び集取農薬の分析を行った。</p> <p>1) 製造場に対する立入検査等 農薬の適正な品質を確保することを目的として、26都道府県下の延べ91製造場において立入検査を実施するとともに、検査のため26点の農薬を集取した。 農林水産大臣指令のあった新規化合物農薬を製造している製造場及び近年検査を実施していない製造場を対象に、農薬の製造及び品質管理状況、法定事項の遵守事項等の検査を実施するとともに、国</p>

<p>1か月以内に農林水産大臣に報告を行う。ただし、集取農薬等の検査に時間を要する場合には、当該検査結果が得られ次第、その結果を農林水産大臣に報告する。</p>	<p>結果を農林水産大臣に報告する。</p> <p>ア 立入検査 立入検査マニュアルを作成し、立入検査業務の適正化・迅速化を図る。</p> <p>イ 農薬等の集取 集取マニュアルを作成し、集取した農薬等の検査の迅速化を図る。</p>	<p>が得られ次第、その結果を農林水産大臣に報告する。</p> <p>ア 立入検査 立入検査業務の適正化・迅速化を図るため作成した立入検査マニュアルについて必要に応じて見直しを行う。</p> <p>イ 農薬の集取 集取した農薬の検査の迅速化を図る作成した集取マニュアルについて必要に応じて見直しを行う。</p>	<p>の依頼により事故災害防止に対する調査を行った。 農林水産大臣からの8件（91製造場）の立入検査実施指令に対し、立入検査実施後、大臣への結果報告に要した期間は最大で21日（平均16.5日）であり、年度計画（1ヶ月以内）を100%達成した。</p> <p>2) 集取農薬等の検査結果 立入検査において集取した48点（平成16、17年度分）について、有効成分の種類及び含有量、物理的・化学的性状、容器又は包装及びその表示事項等について検査を行い、国に報告した。</p> <p>立入検査マニュアル及び集取マニュアルについて取締職員から意見を聴取し、見直しを図った。その結果を踏まえ、平成18年3月30日付けでこれらを改訂し、改訂版を取締職員に配布した。</p>
<p>(2) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第32条の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施する。</p>	<p>(2) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第32条の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施する。</p>	<p>(2) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第32条の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立ち入り、質問、検査及び収去を的確に実施する。</p>	<p>(2) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第32条の規定に基づく国からの立入検査等の指示はなかった。</p>
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p>			

<p>適切な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る。</p>			
	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画 適切な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図り、財務内容の改善に努めた。(詳細は、財務諸表参照のこと。)</p>
	<p>第4 短期借入金の限度額 1億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入れが遅延。</p>	<p>第4 短期借入金の限度額 1億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入れが遅延。</p>	<p>第4 短期借入金の限度額 該当なし</p>
	<p>第5 剰余金の使途 業務運営の効率化及び業務の質の向上を図るため農薬検査用機器の更新。</p>	<p>第5 剰余金の使途 業務運営の効率化及び業務の質の向上を図るため農薬検査用機器の更新。</p>	<p>第5 剰余金の使途 該当なし</p>
	<p>第6 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項</p>	<p>第6 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項</p>	
	<p>1 施設及び設備に関する計画 業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う</p>	<p>1 施設及び設備に関する計画 業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う。</p>	<p>1 施設及び設備に関する事項 平成16年に契約した第2検査棟の改修を行った他、年度計画に基づく水産動植物毒性検査棟井戸水給水管改修及び貯水タンクの撤去を実施した。</p>
	<p>2 職員の人事に関する計画 (1) 方針 ア 既存業務の効率化を推進することによる人員の適正な配置を進めるとともに、農薬の試験項目の増大、GLP適合確認、調査研究の拡充及び情報公開法の施行に</p>	<p>2 職員の人事に関する計画 (1) 方針 ア 既存業務の効率化を推進することによる人員の適正な配置を進めるとともに、農薬の試験項目の増大、GLP適合確認、調査研究の拡充及び情報公</p>	<p>(1) 人事に関する事項 農薬検査の適正な実施等のため、必要な職員の確保に努めた。</p>

	<p>的確に対応するため、必要な人員を確保する。</p> <p>イ 生態影響、環境基準等に係る農業登録検査及び農業に関する情報の提供等への対応を強化するため、必要な人員を確保する。</p> <p>(2) 人員に関する指標 期末の常勤職員数を期初の109%程度((1)のイに係る増員分を除外した場合にあっては、98%)とする。 (参考) 期初常勤職員 66人 期末常勤職員の見込み 72人 (うち(1)のイによる平成15年度の増員は、7人) 人件費総額見込み 2,613百万円</p> <p>(3) その他、人材の確保、人材の養成などについての計画</p> <p>人事院主催の国家公務員採用試験合格者名簿から、職員を任用するとともに、国等が行う研修への職員の参加、国の機関等との人事交流により、職員の資質向上を図る。</p>	<p>開法の施行に的確に対応するため、必要な人員を確保する。</p> <p>イ 生態影響及び環境基準を十分考慮した農業登録検査、流通農業検査及び農業に関する情報の提供等への対応を強化するため、必要な人員を確保する。</p> <p>(2) 人員に関する指標 年度末の常勤職員数を年度当初の100%とする。 (参考) 年度当初常勤職員 72人 年度末常勤職員の見込み 72人</p> <p>人件費総額見込み 570百万円</p> <p>(3) その他、人材の確保、人材の養成などについての計画</p> <p>人事院主催の国家公務員採用試験合格者名簿から、職員を任用するとともに、国等が行う研修への職員の参加、国の機関等との人事交流により、職員の資質向上を図る。</p>	<p>(2) 人員に関する指標</p> <p>平成17年度始期には72名となった(期初対比109%)。期末の常勤職員数は70人(期初対比106%)であるが、これは平成18年3月31日付け人事(農林水産省への出向、退職)が発生したことによるもので、直近の4月人事で即時補充された。なお、(1)のイに係る増員分を除いた場合にあっては期初対比98%である。</p> <p>(3) その他、人材の確保、人材の養成などについての計画</p> <p>人事院主催の国家公務員採用試験合格者名簿から、新たに3名採用した。 4コースの研修(平成17年度採用者研修、行政研修等)に職員を延べ6人参加させた。</p>
--	---	---	--